

令和3年度
福崎町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

福 崎 町 監 査 委 員

福監第17308号
令和4年8月25日

福崎町長 尾崎吉晴 様

福崎町監査委員 鳥岡照義

福崎町監査委員 三輪一朝

令和3年度福崎町各会計決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和3年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年8月10日

第3 審査の着眼点

審査の対象になった健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第4 審査の実施内容

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった健全化判断比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

3 実質公債費比率

9.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

60.3%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

第6 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が発生していないため算出されていません。実質公債費比率は令和2年度と変わらず9.8%です。将来負担比率は60.3%となり、令和2年度と比べて30.6ポイント減少しています。いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和3年度における本町の各指標は良好であるといえます。

しかしながら、本町が有する各施設は老朽化が進んでおり、中長期的にはそれらの施設をどの

ように更新していくのかという課題を抱えています。中播消防署に関しては、施設の老朽化に伴い、建替えを検討されているところです。また、ごみ処理に関しては、くれさかクリーンセンターにおける可燃ごみの焼却が令和3年度末で終了することに伴い、令和4年度から可燃ごみ処理を姫路市市川美化センターに委託したことから、経費の増加が予想されます。さらに、神崎郡3町において令和10年度の稼働を目指した新たなごみ処理施設の建設に向けた取り組みが進められており、今後、多額の投資が必要となります。そのような中、公債費に関しては、福崎駅周辺整備事業に係る元利償還金の返済が始まり、公債費の高止まりが予想されます。

このような状況を踏まえて、財政の推移を想定しつつ、どのような対応をしていくのかという計画を、できるかぎり早期にまとめる必要があるのではないかと考えます。

実質公債費比率及び将来負担比率とも、近年、数値上は改善傾向にあります。しかし、この数値に一喜一憂することなく、各事業の実施にあたっては堅実かつ適切に進められるとともに、今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第7 健全化判断比率の状況

各比率の推移は、次のとおりです。

(単位:%)

健全化判断比率	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.55	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.55	30.00
実質公債費比率	11.5	11.0	10.3	9.8	9.8	25.0	35.0
将来負担比率	137.6	127.9	117.9	90.9	60.3	350.0	—

各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

各比率の算定の対象となる会計等の範囲

福崎町	一般会計等 (普通会計)		一般会計	
			介護サービス会計	
公営事業会計			国民健康保険事業特別会計	
			介護保険事業特別会計	
			後期高齢者医療事業特別会計	
			水道事業会計	
公営企業会計	地方公営企業 法適用企業	工業用水道事業会計		
		下水道事業会計		
		工業団地造成事業会計		
福崎町が加入する組合	一部事務組合	姫路福崎斎苑施設事務組合		
		中播衛生施設事務組合		
くれさか環境事務組合				
市川町外三ヶ市町共有財産事務組合				
中播北部行政事務組合				
兵庫県町議会議員公務災害補償組合				
広域連合	兵庫県後期高齢者医療広域連合	兵庫県後期高齢者医療広域連合		

平成 29 年度以降の実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

実質赤字比率

(単位: 千円、%)

区分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
実質赤字額 [= a1 + a2 + a3]	A	△ 215, 112	△ 159, 803	△ 150, 578	△ 246, 199	△ 252, 062
繰上充用額	a1	△ 271, 340	△ 210, 891	△ 211, 393	△ 272, 326	△ 299, 920
支払繰延額	a2					
事業繰越額	a3	56, 228	51, 088	60, 815	26, 127	47, 858
標準財政規模	B	5, 264, 784	5, 267, 921	5, 275, 133	5, 451, 381	5, 786, 538
A/B × 100		△ 4.08	△ 3.03	△ 2.85	△ 4.51	△ 4.35
実 質 赤 字 比 率		—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準		14.83	14.83	14.83	14.72	14.55
財 政 再 生 基 準		20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

平成 29 年度以降の連結実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
連結実質赤字額 A [= a1+ a2- a3- a4]	△ 1,380,661	△ 1,204,518	△ 1,246,514	△ 1,367,988	△ 1,409,598
実質赤字合計額 a1					
資金不足額合計額 a2					
実質黒字額合計額 a3	277,426	219,466	202,562	325,425	303,022
資金余剰額合計額 a4	1,103,235	985,052	1,043,952	1,042,563	1,106,576
標準財政規模 B	5,264,784	5,267,921	5,275,133	5,451,381	5,786,538
A/B×100	△ 26.22	△ 22.86	△ 23.63	△ 25.09	△ 24.35
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	19.83	19.83	19.83	19.72	19.55
財 政 再 生 基 準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

平成 29 年度以降の実質公債費比率の推移は、次のとおりです。

実質公債費比率

(単位:千円、%)

区 分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
地方債の元利償還金 A [= a1-a2-a3]	912,269	919,096	935,964	967,786	1,048,573
一般会計等に係る公債費 a1	912,269	919,096	935,964	967,786	1,048,573
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の 元金の償還額 a3	—	—	—	—	—
地方債償還に充当される特定 財源 B	4,966	7,066	12,247	7,577	9,210
公債費充当一般財源等額 A-B	907,303	912,030	923,717	960,209	1,039,363
地方債の準元利償還金 C	492,213	433,504	389,083	351,901	328,009
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額*算入額 D	927,726	886,999	891,179	878,452	849,530
単年度実質公債費比率算定式 の分子 A+C-B-D	471,790	458,535	421,621	433,658	517,842
標準財政規模 E	5,264,784	5,267,921	5,275,133	5,451,381	5,786,538
単年度実質公債費比率算定式 の分母 E-D	4,337,058	4,380,922	4,383,954	4,572,929	4,937,008
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D) / (E-D)	10.87811	10.46663	9.61737	9.48316	10.48898
実 質 公 債 費 比 率 (直近3箇年平均値)	11.5	11.0	10.3	9.8	9.8
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

平成 29 年度以降の将来負担比率の推移は、次のとおりです。

将来負担比率

(単位:千円、%)

区 分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
将来負担額 [= a 1+a 2+a 3+a 4+a 5+a 6+a 7+a 8] A	19,871,210	19,287,053	18,634,630	17,527,770	16,731,767
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	11,271,184	11,576,562	11,736,220	11,512,506	11,349,457
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	0	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額 a3	7,447,314	6,655,148	5,871,332	5,039,015	4,456,487
組合等の地方債の元金償還に 充てる本町の負担等見込額 a4	69,143	49,824	30,372	10,786	0
退職手当負担見込額 a5	1,083,569	1,005,519	996,706	965,463	925,823
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	—	—	—	—	—
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	2,171,452	2,081,393	2,093,149	2,116,305	2,643,801
充当可能特定収入 C	86,228	60,565	104,033	105,839	102,696
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	11,643,101	11,541,872	11,266,613	11,147,899	11,004,673
実質的な将来負担額 A-B-C-D	5,970,429	5,603,223	5,170,835	4,157,727	2,980,597
町民一人当たりの実質的な将来負担額 (単位:円)	316,264	299,590	278,271	224,730	161,620
標準財政規模 E	5,264,784	5,267,921	5,275,133	5,451,381	5,786,538
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	927,726	886,999	891,179	878,452	849,530
将来負担比率算定式の分母 E-F	4,337,058	4,380,922	4,383,954	4,572,929	4,937,008
将 来 負 担 比 率 (A-B-C-D)/(E-F)	137.6%	127.9%	117.9%	90.9%	60.3%
早 期 健 全 化 基 準	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%

令和3年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年8月10日

第3 審査の着眼点

審査の対象になった資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

第4 審査の実施内容

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

第5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった資金不足比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

第6 審査の意見

各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第7 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、次のとおりです。

(単位:%)

会 計 名		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	経営健全 化基準
水 道 事 業 会 計		—	—	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計		—	—	—	—	—	
下 水 道 事業会計	公共下水道事業会計	—	—	—	—	—	
	農業集落排水事業会計	—	—				
工 業 団 地 造 成 事 業 会 計				—	—	—	

(注1) 資金不足が発生していない場合、資金不足比率は算出されません。

(注2) 平成30年度まで、地方財政状況調査にあわせて下水道事業会計を公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計に分けていましたが、令和元年度から下水道事業会計として算定されています。

(注3) 令和元年度から新たに工業団地造成事業会計が追加されています。

第8 各公営企業会計の資金不足比率の推移

各公営企業会計の資金不足比率の推移は、次のとおりです。

地方公営企業法適用会計

1 水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 914,140	△ 774,486	△ 826,435	△ 838,857	△ 900,693
流動負債 a 1	90,868	474,015	96,983	108,690	78,578
控除企業債等 a 2	18,097	18,856	31,857	44,520	39,864
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	986,911	1,229,645	891,561	903,027	939,407
控除財源 a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	305,935	314,352	315,411	267,509	296,673
A/B×100	△ 298.8	△ 246.4	△ 262.0	△ 313.6	△ 303.6
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

2 工業用水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 91,061	△ 100,551	△ 112,723	△ 121,509	△ 131,190
流動負債 a 1	5,667	5,805	6,574	9,360	10,619
控除企業債等 a 2	2,394	2,420	4,214	7,529	8,373
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	94,334	103,936	115,083	123,340	133,436
控除財源 a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	31,177	33,882	33,048	31,262	32,987
A/B×100	△ 292.1	△ 296.8	△ 341.1	△ 388.7	△ 397.7
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

3 下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	—	—	△ 104,794	△ 82,197	△ 74,693
流動負債 a 1			723,720	713,066	716,017
控除企業債等 a 2			581,562	593,604	593,826
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4			0	0	0
流動資産 a 5			246,952	201,659	196,884
控除財源 a 6			0	0	0
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8			0	0	0
事業の規模 B			393,616	391,510	387,485
A/B×100			△ 26.6	△ 21.0	△ 19.3
資金不足比率			—	—	—
経営健全化基準			20	20	20

平成30年度までは地方財政状況調査にあわせて公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計に分けて算定されていました。

参考として、平成29年度及び平成30年度の資金不足比率は、次のとおりです。

(1) 公共下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 90,035	△ 98,469	—	—	—
流動負債 a 1	535,970	502,450			
控除企業債等 a 2	387,706	399,540			
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0			
流動資産 a 5	238,299	201,379			
控除財源 a 6	0	0			
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0			
事業の規模 B	283,439	299,985			
A/B×100	△ 31.8	△ 32.8			
資金不足比率	—	—			
経営健全化基準	20	20			

(2) 農業集落排水事業会計

(単位:千円、%)

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 - (a 5- a 6+ a 7)- a 8] A	△ 7,999	△ 11,546	—	—	—
流動負債 a 1	146,503	157,331			
控除企業債等 a 2	144,121	154,015			
控除引当金等 a 3					
算入地方債 a 4	0	0			
流動資産 a 5	10,381	14,862			
控除財源 a 6	0	0			
貸倒引当金 a 7					
解消可能資金不足額 a 8	0	0			
事業の規模 B	50,621	51,030			
A/B×100	△ 15.8	△ 22.6			
資金不足比率	—	—			
経営健全化基準	20	20			

4 工業団地造成事業会計

(単位:千円、%)

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
資金不足額 A	—	—	0	0	0
流動負債			36,126	2,909	0
控除企業債等			0	0	0
控除引当金等					
算入地方債			0	0	0
流動資産			76,633	68,451	0
控除財源			0	0	0
貸倒引当金					
解消可能資金不足額			0	0	0
地方債残高(宅造)			400,000	600,000	0
事業の規模 B			0	0	0
A/B×100			—	—	—
資金不足比率			—	—	—
経営健全化基準			20	20	20